

「野洲市立中学校における部活動の方針」について（概要版）

趣旨および基本方針

本方針は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月19日）に則り、滋賀県教育委員会の「部活動の指導について」（平成30年7月17日）を参考に、生徒と教員にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に運営されることを目指しています。

- （1）生徒の自主的、自発的な参加により活動する。
- （2）生徒の心身のバランスのとれた成長を促す。
- （3）指導・運営体制を学校全体で構築する。

部活動の方針の策定等

- ①本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定。
- ②年間の活動計画、並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成。
- ③活動方針及び活動計画を、学校のホームページ等で公表。

体罰等の未然防止

- 次のような行為は絶対に許されない。
- ①殴る・蹴る等の暴力。
 - ②体罰や、物を投げつける等の威嚇行為。
 - ③生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為。

内 容

1. 方針策定の趣旨等
2. 適切な運営のための体制整備
3. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
4. 適切な休養日等の設定
5. 部費等の適正な管理
6. 多様なニーズを踏まえた環境の整備
7. 学校単位で参加する大会等の見直し
8. 終わりに

部費等の適正な管理

- ①徴収は保護者に負担をかけないように配慮し、徴収金は必ず金融機関に預けて保管する。
- ②出納簿や領収書を整理・保管して処理内容を明確にし、年1回は監査を伴う会計報告を保護者に行う。

適切な休養日等の設定

【休養日】

- ①学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
（平日1日と土日1日）
- ②長期休業中も学期中に準じる。
また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ③長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度で、合理的かつ効率的・効果的に。